

委員からの御意見及びそれに対する考え方

「税理士・税理士法人に対する懲戒処分等の考え方」の取りまとめに当たっては、税理士分科会委員からも御意見をいただき、「考え方」の本文に反映させているところですが、本文に反映することができなかつた御意見及びそれに対する考え方は次のとおりです。

委員からの御意見	左の御意見等に対する考え方
<p>不真正税務書類の作成など、不正所得金額等を判断要素としているものについて、具体的な金額基準を記載していない理由を明らかにすべきではないか。</p>	<p>不正所得金額等は、処分量定を決定するに当たっての重要な判断要素の一つとなるものですが、最終的な量定は、金額により画一的に判断するのではなく、個々の事案に応じて様々な情状を勘案して決定されるものであり、また、具体的な金額基準を定めて公表した場合、脱法的な行為を助長するなど、懲戒処分の適正な実施に支障をきたすおそれもあることから、処分基準の「税理士・税理士法人に対する懲戒処分等の考え方」において、具体的な金額を定めることは適切ではないと考えます。</p>
<p>「多額かつ反職業倫理的な自己申告漏れ」について、具体的な例示を示せないのか。</p>	<p>自己申告漏れについては、様々なケースがあり、その全てを処分の対象とすることは適当でないと考えられることから、処分基準の「税理士・税理士法人に対する懲戒処分等の考え方」においては、申告漏れ金額が多額であつて、かつ、税理士の職責に照らして職業倫理に反すると認められるような場合に、信用失墜行為の一つとして懲戒処分の対象となることを明らかにしています。</p> <p>例えば、自己の申告について、記帳状況がずさんで、収入計上漏れや経費過大計上があり、多額な申告漏れ所得が把握された場合や 自己が相続人の場合の相続税の申告に当たり、株式の評価額を何ら根拠のない低い単価で計上し、多額な申告漏れ相続財産価額が把握された場合などがこれに該当しうると考えられますが、そのような場合であっても、処分の適否及び量定は、個々の事実関係に基づき判断する必要がありますので、処分基準の「税理士・税理士法人に対する懲戒処分等の考え方」において具体的に例示することは困難であると考えます。</p>
<p>税理士法人に対する処分について、「内部管理体制や内部規律の整備状況等」を判断要素にするのであれば、具体的な判断基準を示す必要があるのではないか。</p>	<p>税理士法人に対する処分に当たっては、個々の税理士法人において、適正な業務の確保、不正行為の防止のためにどのような仕組み、手続がとられていたかなど、管理体制等の整備・運用の具体的な状況を検討して、処分の適否及び量定を判断することになりますが、税理士法人の実態・規模等は区々であり、最適な内部管理体制や内部規律のあり方も法人の規模等に応じて異なるものであることから、処分基準の「税理士・税理士法人に対する懲戒処分等の考え方」において、具体的な判断基準を示すことは困難であると考えます。</p>